

令和 7 年度

富良野広域連合年間監査計画

富良野広域連合監査委員事務局

1. 監査の目的

富良野広域連合の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。（富良野広域連合監査基準第1条第1項）

2. 監査の種類等

検 査

（1）例月出納検査 （地方自治法（以下「法」という。）第235条の2第1項の規定による検査）

- ① 検査の期日 毎月25日（富良野広域連合監査委員条例第5条）
- ② 検査の方法 現金の出納事務について、提出のあった関係書類及び財務会計システムのデータ等により計数の確認、内容の点検などの検査を行う。必要に応じて、担当職員への内容聴取を行う。財務事務の執行等に関わる確認点検内容は、定期監査と連携する。
- ③ 検査の結果 検査結果は、報告書にまとめ連合長及び議会に毎月提出し、直近の議会定例会に報告する。

審 査

（2）決算審査 （法第233条第2項による審査）

- ① 審査の方法 広域連合事務局から提出された決算書及び調書から抽出により関係書類を試査し、必要に応じ担当部局への内容聴取を行う。
- ② 審査の結果 審査結果は、意見を付して意見書にまとめ9月中旬に連合長に報告する。（連合長より、第2回議会定例会に決算認定議案に添付し提出）

監 査

（3）財務監査

ア 定期監査 （法第199条第4項の規定による監査）

- ① 監査の対象 部局を2年サイクルとして、4月から9月末までの事務執行（収入、支出、契約、財産管理、団体会計事務等、工事監査含む）を対象とする。
なお、例月出納検査と連携し、必要に応じ対象を追加する。
- ② 監査の方法 部局から監査資料の提出を求め、抽出により関係書類を試査する。
必要に応じて部局への内容聴取及び実査を行う。
- ③ 監査の結果 監査結果は、指摘事項及び意見を付して報告書にまとめ、1月中旬に連合長及び議会に提出し、第1回議会定例会に報告する。また、公示及び富良野市HPに掲載し公表する。

イ 随時監査 （法第199条第5項の規定による監査）

- ① 監査の対象 定期監査の他、随時に監査の必要があると認める財務事務の執行を対象とする。
- ② 監査の方法・結果 必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施する。

（4）その他 財政援助団体等監査（法第199条第7項）、行政監査（法第199条第2項）については、必要があると認めるときに随時実施する。

3. 令和7年度監査等年間実施予定

監査の種類等		実施時期	報 告
検 査	例月出納検査 <必須>	毎月 25 日	議会及び連合長 (定例会報告)
審 査	決 算 審 査 <必須>	年 1 回 7 月～9 月上旬	連合長 (連合長報告 (9 月))
監 査	財 務 監 査		
	定期監査 <必須>	年 1 回 (原則部局 2 年毎) 11 月～12 月下旬	議会及び長等 (連合長報告 (1 月)、 2 月定例会報告)
	随時監査 <任意>	必要と認めるとき	議会及び長等 (随時)

4. 会議・研修会等への参加

① 全国都市監査委員会

- ・ 会員都市 791 市・20 組合等 (令和 6 年 10 月現在)
- ・ 総会及び事務研修会 令和 7 年 8 月 28・29 日 (長崎県長崎市)

② 北海道都市監査委員会

- ・ 会員都市 35 市・1 企業団・1 広域連合 (令和 6 年 11 月現在)
- ・ 総会及び委員研修会 令和 7 年 7 月 17 日 (芦別市)
- ・ 実務研修会 令和 7 年 10 月 23 日 (小樽市)
- ・ 事務局長会議 令和 7 年 11 月 (札幌市)

③ 道北地区都市監査委員協議会

- ・ 会員都市 富良野市・旭川市・士別市・名寄市・稚内市・留萌市
富良野広域連合
- ・ 職員研修 令和 7 年 7 月 (稚内市)
- ・ 事務局長会議 令和 7 年 10 月 (稚内市)
- ・ 委員協議会 令和 7 年 11 月 (富良野市)

④ 富良野地区監査委員協議会

- ・ 会 員 富良野市・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村
富良野広域連合
- ・ 事務局長会議 令和 7 年 4 月 16 日 (富良野市)
- ・ 総 会 令和 7 年 未定 (中富良野町)
- ・ 研 修 未定 (未定)